

平成22年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成22年6月4日 午前10時02分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成22年6月4日 午前11時49分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長・地域づくり課長兼務	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄	古湯温泉課長	
	代表監査委員			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年6月4日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第6 | 議案第38号 嬉野市景観条例について |
| 日程第7 | 議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第44号 字の区域の一部廃止について |
| 日程第13 | 議案第45号 字の区域の一部廃止について |
| 日程第14 | 議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書 |
| 日程第20 | 委員長報告 |

日程第21	総務企画常任委員会
日程第22	文教厚生常任委員会
日程第23	産業建設常任委員会

午前10時2分 開会

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年6月定例会市議会に御出席いただきまして、まことに御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、6月2日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。

神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さん、改めましておはようございます。去る6月2日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の議会運営に関して協議を行いました。

ただいまより会期日程（案）を御報告申し上げます。お手元の平成22年第2回嬉野市議会定例会会期日程（案）をごらんください。

会期につきましては、本日6月4日から6月18日までの15日間ということで案を用意しております。

本日6月4日、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、請願の委員会付託、委員長報告。

6月7日月曜日、そして、6月8日火曜日、これにつきましては、常任委員会。

そして、6月10日木曜日、6月11日金曜日、6月14日月曜日、この3日間は一般質問といたします。

今定例会につきましては、14名の議員から通告がっております。よりまして、10日の日が5人、11日の日が5人、そして、14日が4人というふうな配分でもってまいります。

6月15日火曜日、6月16日水曜日、本会議、議案質疑。

6月18日金曜日、討論、採決、閉会といたしたいと思っております。

以上、今定例会の会期日程（案）について御報告いたします。

○議長（太田重喜君）

議会運営につきましては、ただいま委員長からの報告があったとおりであります。質疑あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に7番大島恒典議員、8番梶原睦也議員、9番園田浩之議員を今会期中指名いたします。

次に、日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から6月18日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

本日までに提出されました平成22年陳情第3号から陳情第8号までの6件につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

次に、去る平成22年4月22日佐賀市におきまして、第85回九州市議会議長会総会が開催され、私が出席いたしました。

総会では、平成21年度九州市議会議長会歳入歳出決算並びに事項別明細書、平成22年度九州市議会議長会予算が提案され、承認されました。

また、この定期総会で23件の議案が提出され、佐賀県からは、子ども医療費助成制度の創設について、基幹道路網の整備促進について、重要港湾の整備促進についての3件を提出されました。

この23件の議案については、九州議長会として、今後、国等への要望活動を行ってまいります。

なお、平成23年度の本定期総会は北九州市で開催されることも決定されました。

なお、詳細の資料については、議会事務局にありますので参考にしてください。

次に、5月25日、第39回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び総会が都市センターホテルで開催されましたので、私が出席いたしました。

本協議会総会では、平成21年度会計決算、平成22年度会計予算及び運動方針及び温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書が提案され承認されました。

実行運動については、適宜地元選出国會議員に要望活動を行います。

次に、5月26日に東京・日比谷公会堂におきまして、第86回全国市議会議長会定期総会が開催され、私が出席いたしました。

この大会で26議案が提出され、このうち九州部会からは、九州における高速交通網の整備充実などの3件の議案と口蹄疫対策に関する緊急決議が提出されました。

また、会長提出議案として、地域主権改革の推進に関する決議、地方税財源の充実強化に関する決議及び地方議會議員年金制度の早急な見直しに関する決議が提出され、すべて承認されました。

そのほか、正副議長、議員表彰として、本市議会の山口要議員、織田菊男議員、山口栄秋元議員が表彰されました。

なお、総会の資料は議会事務局の方で管理をしておりますので、ごらんください。

続きまして、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告書が提出されております。

報告第1号 平成21年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号 平成21年度嬉野市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの4件の報告につきましては、お手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成21年度嬉野市土地開発公社事業決算書及び平成22年度嬉野市土地開発公社事業計画書・予算書・資金計画書が提出されました。

お手元に配付をしておりますので、これをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第36号 専決処分の承認を求めるについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）から、日程第18. 議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。

ただいま平成22年6月議会が開会されたところでございます。会期中、真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

それでは、平成22年6月嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力、御支援、御協力に厚く御礼を申し上げるところでございます。

早速でございますが、本定例会には、平成22年度補正予算など15件の議案を御提案申し上げます。

さて、5月12日から5月14日まで、第106回九州市長会が嬉野市で開催をされました。市長会につきましては、九州各市の行政上の課題を検討し、全国市長会を通して国に要望をするとともに、全国市長会及び九州各市の連絡協調を図るため、九州各市で開催されております。嬉野市での開催につきましては、九州管内118市から107市の市長の皆様にお集まりいただきました。

開催後、人口の少ない嬉野市での開催でございますけれども、見事な大会運営だったと評価をいただきました。これにつきましては、会場を提供していただきました各施設の御協力のもとより、嬉野市全体のおもてなしの高さを評価していただいたものと感謝いたしておるところでございます。

また、宮崎県で発生しました口蹄疫につきましては、積極的な措置が講じられるよう、国に対して強く要望をする決議が行われました。その後、釘宮九州市長会会長が、直接、国へ要望をされたところでございます。

嬉野市の口蹄疫への対応につきましては、早期に対応を始めておるところでございます。口蹄疫対策本部を5月24日に設置いたしました。加えて、市職員は自主的に募金を始め、5月27日には、義援金を宮崎県へお届けしたところでございます。対策本部には、嬉野市の施設等に消毒槽、消毒液を設置し、防疫体制を行うこととしております。佐賀県などの関係機関と連携をとり、できる限りの万全の対策を講じてまいります。

また、昨日、雨季を前に風水害に対して的確な対策を講じるため、県、警察署、消防署、嬉野市議会常任委員会委員長及び委員、消防団など、総勢32人が参加し、防災パトロールを実施したところでございます。各行政区へ事前に災害危険箇所の調査を依頼し、本年度、塩田地区で25カ所、嬉野地区で14カ所が報告されました。

ことしのパトロールにつきましては、地すべり、急傾斜地など災害が発生するおそれがある区域5カ所を巡視し、災害時の迅速な情報伝達や活動内容について確認をしたところでございます。今後、雨季への備え、体制を万全にいたしてまいりたいと思います。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきましては、その概要を御説明申し上げます。

条例改正の専決処分の承認を求めるもの2件、条例の制定2件、一部改正4件、字の区域の一部廃止について2件、平成22年度補正予算議案が5件、計15件の御審議をお願いするものがございます。

議案第36号、議案第37号 専決処分の承認を求めることについての2議案について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の上位法が施行されたことに伴い、嬉野市税条例及び嬉野市国民健康保険税条例につきましては、所要の改正を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものがございます。

議案第38号、議案第39号の2議案は条例の制定でございます。

議案第38号 嬉野市景観条例については、上位法の規定に基づき、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、上位法の改正に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第40号から議案第43号は、条例の一部改正でございます。

議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例は、新幹線業務の進捗に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、し尿くみ取り・下水道料金等収納嘱託員を非常勤職員として任用するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業施行条例及び議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業第八土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の2議案は、清算金の分割徴収利率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第44号及び議案第45号 字の区域の一部廃止についての2議案は、第七、第八土地地区画整理事業の実施に伴い、字の区域の一部廃止が必要となりますので、地方自治法の規定により所要の手続を行うものでございます。

次に、議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成22年度の当初予算は骨格予算として編成いたしましたので、今回の補正予算で本格予算と考えております。

主なものといたしましては、「あんしん嬉野づくり」として、同報系防災無線連携事業、防災通信体制及び災害時避難体制の整備に6,116千円、花立周辺水路改修計画予備調査に5,000千円を計上し、地球温暖化防止対策として、太陽光発電システム設置補助5,000千円を計上いたしております。

「うれしのブランド事業」といたしまして、地域の窯業ブランドを活性化し振興する、「窯業再生プロジェクト事業」に324千円、嬉野産品のブランド化を推進する「うれしのブランド野菜づくり事業」に257千円を計上いたしております。

市民の健康維持のための対策として、脳ドック検査、子宮頸がん・ヒブワクチン予防接種助成8,295千円、嬉野温泉駅周辺整備事業28,250千円、学校整備といたしまして、塩田中学校基本設計及び塩田小学校耐震補強設計の策定費用16,380千円、市民の交流の場となる文化・体育施設の充実を図るため、社会文化体育館基本設計及び全天候型屋内多目的広場実施設計（みゆき公園内）の策定費用に20,820千円を計上するとともに、口蹄疫の防疫対策といたしまして1,500千円を計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出総額に

328,511千円を追加し、補正後の予算総額を11,626,511千円とするものでございます。

議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、汚水処理整備構想業務を計上いたしておりまして、歳入歳出総額に2,100千円を追加し、補正後の予算総額を279,725千円とするものでございます。

議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は、区画整理審議会委員報酬及び予算の組み替えによるもので、歳入歳出総額にそれぞれ114千円を追加し、補正後の予算総額を283,505千円とするものでございます。

議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は、区画整理審議会委員報酬を計上いたしておりまして、歳入歳出総額にそれぞれ114千円を追加し、補正後の予算総額を169,636千円とするものでございます。

議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）は、人件費関係の予算を計上いたしておりまして、歳入歳出総額にそれぞれ12,122千円を追加し、補正後の予算総額を66,317千円とするものでございます。

以上で、本議会に提案いたしました議案15件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

加えまして、先ほどもございましたけれども、本議会につきましては、14名の議員の皆様から一般質問をお受けいたしております。真摯にお答え申し上げたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、提出された議案の細部説明を求めます。議案第36号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分を行いました期日は、平成22年3月31日でございます。

専決処分を行いました理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正し、4月1日から施行をする必要があったものでございます。

それでは、議案資料1ページをお願いいたします。

第44条2項及び3項の中で、「及び公的年金等」を削っておりますが、これにつきましては、現行では、65歳未満の給与所得がある方で公的年金所得のある方につきましては、給与所得につきましては特別徴収、公的年金等の取り扱いについては普通徴収ということで、2つの方法により徴収いたしておるわけですけれども、今回の公的年金等を削ることによりま

して、特別徴収で公的年金等に係る所得につきましても、給与等の特別徴収から一括して納付が可能となるものでございます。

なお、この改正に伴い65歳以上の者の取り扱いにつきましても、4項で新たに規定するものでございます。

続きまして、資料2ページでございますけれども、45条1項につきましても、前条において新たに項を加えたことに伴う項のずれでございます。

48条6項の関係につきましても、法人税法の改正に伴う号のずれが生じたものでございます。

附則15条につきましても、「附則第15条」が削除となり、「附則第15条の2」が繰り上げて「附則第15条」となるものでございます。

なお、3ページから5ページにかけては、附則20条関係の改正につきましても、法令等の名称変更に伴う改正でございます。

附則としまして、施行期日ですけれども、この条例は平成22年4月1日から施行するというところでございまして、附則20条関係につきましても、平成22年6月1日からの施行となるものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第37号について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったためでございます。

専決処分書といたしましては、嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をするということで、3月31日でお願いをいたしております。

12ページでございますが、内容について、かいつまみ御説明いたします。

この条例は、基本的に2つに分かれておりまして、まず、限度額の引き上げと、非自発的失業者の負担軽減措置の改正に伴うものでございまして、2条の第2項と23条中によりまして限度額の改正をお願いいたしております。

23条の2項では、課税の特例ということで課税の特例をお願いいたしております。限度額の引き上げにつきましても、基礎課税分現行470千円を500千円に、後期高齢者支援金分といたしまして、現行120千円分を130千円に、それぞれ限度額の引き上げをお願いいたしており

ます。

さらに、非自発的失業者の負担軽減措置ということで、23条の2項中ですが、これにつきましては、最近の倒産、解雇の非自発的理由によりまして失業した雇用保険の受給資格の方が国保に加入をされたときに、失業時から翌年度までの間、国保税の所得割の算定の基礎となります前年度所得、給与所得等ですが、これを100分の3に軽減をいたしまして計算を行うという軽減の特例措置でございます。

詳細につきましては、資料の6ページから8ページにつきまして、それぞれの条ごとの現行と改正案につきまして詳細に御説明をいたしておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第38号について。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第38号 嬉野市景観条例についてでございます。

嬉野市景観条例を別紙のように制定する。

理由といたしまして、嬉野市の良好な景観の形成に関し、景観法に基づき必要な事項を定めるため、条例を指定する必要があるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条、目的といたしまして、景観法に基づき、必要な事項を定め、景観形成の促進を図り、本市の緑豊かな自然景観や歴史的町並み景観を市民の共有財産として守り、育て、地域の魅力や個性の創出を図りながら、嬉野らしい良好な景観を将来へ引き継ぐということを目的とするものでございます。

基本理念といたしまして、第1項の第1号、緑豊かな美しい自然を未来へ残すこと、第2号として、歴史と文化を継承し、守り育てること、第3号として、市、事業者及び市民が景観の形成に共同で取り組むこと、ということの基本理念といたしまして良好な景観を推進するものでございます。

続きまして、第4条で、市の責務を定めております。

そして、第5条では、事業者の責務を定めております。

次のページで、第6条で、市民の責務を定めております。

第7条で、景観計画についてでございますが、市長は市の全域にわたる良好な景観形成に関する基本的かつ総合的な計画として、この第8条に規定する景観計画を定める者とするものでございますので、いわゆるこの景観区域は市内への全域とするものでございます。

次に、第9条、届け出を要する行為等でございますが、ここに第1項の1号から2号、3号、4号、5号と、それぞれ建築物の届け出の対象となる行為を掲げておりますけれども、

これにつきましては、1枚物の資料をお配りいたしておと思いますが、名称は、「嬉野市の行為の制限に関する事項」というものをお配りいたしております。その表によりまして、それぞれの第9条に規定するものの高さとか面積とか、そういうものをそれぞれに定めるところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は平成22年10月1日から施行するものでございます。

それと、嬉野市景観計画策定審議会設置条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第39号から議案第40号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案第39号について御説明申し上げます。

議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族家業を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、条例を制定する必要があるものでございます。

主な改正内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料12ページをお願いいたします。

第2条の関係では、第2条1号、2号及び5号、6号が削除になるものでございますけれども、1号、2号につきましては、地方公務員等の育児休業等に関する法律等で規定されたことにより削除になるものでございます。

なお、5号、6号につきましては、今まで育児休業ができないということになっておったわけですが、これにつきましては、配偶者が育児休業等の法律により育児休業をしている場合、あるいは配偶者が専業主婦である場合については、育児休業が今まで取得できなかったわけですが、この改正により取得が可能となるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

育児短時間勤務をすることができない職員ということでございますけれども、6時間以内の育児短時間勤務につきましても、同様の内容により、配偶者が育児休業等の法律により育児休業をしている場合、あるいは専業主婦であっても、今回の改正により育児短時間勤務の取得が可能となるものでございます。

続きまして、15ページでは部分休業に関する規定でございますけれども、これも同じように、配偶者が育児休業を行っている場合、あるいは専業主婦である場合であっても、部分休業をすることが可能となるものでございます。

16ページにおきましては、第9条第2項を新たに加えるものでございますが、加える内容としましては、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合は、災害等の特別の場合を除き時間外勤務をさせてはならないというような規定が加わるものでございます。

なお、9条3項の関係につきましては、小学校就学前の子のある職員につきましては、月間及び年間の時間外の制限がありました。この制限につきましても、今までは専業主婦である者については対象外となっておりましたが、今回の改正により、この制限に該当することになるものでございます。

続きまして、資料18ページをお願いいたします。

18ページは看護休暇の拡充ですけれども、小学校就学前の子を看護する場合、現行では5日を超えない範囲でということになっておりましたが、子供さんが2人以上の場合にあっては10日までということで拡充が図られるものでございます。

それと、6号の関係では、配偶者の父母、その他規則で定める者で、負傷、疾病、又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護となる場合は、1年において5日、対象家族は、2人以上の場合にあっては10日ということで、介護短期休暇制度の創設を行うものでございます。

議案書22ページですけれども、附則として、施行期日は、平成22年6月30日から施行をするものでございます。ただし、第3項の規定については公布の日から施行をするものでございます。

続きまして議案第40号ですけど、嬉野市部設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正の理由としましては、新幹線業務進捗に伴い、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

議案資料19ページをお願いいたします。

新幹線に関することにつきましては、現行では企画部の所管になっておりますが、これを改正では産業建設部の所管とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年7月1日から施行をするものでございます。

なお、条例改正には該当をしますが、このほか組織の変更では、3月議会の答弁の中でお知らせをしておりましたように、7月1日から古湯温泉課は観光商工課に吸収いたすこととなります。

また、福祉課の福祉グループにつきましては、対象世帯や相談件数の関係から嬉野総合支所のほうへ移動をすることとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第41号から議案第45号について。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第41号を御説明申し上げます。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしまして、し尿その他の下水道料金等収納嘱託員を雇用したいので、条例の一部を改正する必要がありますのでお願いをするものでございます。

議案資料といたしまして、資料の20ページをお願いいたします。

新旧対照表を設けておりますが、下の方が現行の表でございまして、水道料金等収納嘱託員、それと、非常勤嘱託員の間に、上のほうの、し尿くみ取り下水道料金等収納嘱託員、月額160千円、収納1件につき150円の規定を加えるものでございます。

次に、議案第42号でございます。嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしまして、清算金の分割徴収の利率を改定するためでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページに改正内容を記載しておりますけれども、議案資料のほうで御説明をいたします。

資料の21ページをお願いいたします。

この新旧対照表によりまして、換地処分の配分面積に応じて清算を行いますけれども、右側の現行の条例では、それを分割して徴収する場合と分割して交付をする場合のいずれの場合も利子が6%というふうに定めてございます。

今回の改正案では左のほうでございしますが、分割して徴収する場合は、地権者の負担軽減をし、そして、清算をスムーズに行うために、市の条例で上限の率を6%と定めることができるとされましたので、今回改正をお願いするものでございます。

次に、議案第43号でございます。嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、先ほどと同じく、分割徴収の利率を改定するために条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容といたしましては、第七と同じでございますので省略をさせていただきます。

次に、議案第44号 字の区域の一部廃止についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

理由といたしまして、嬉野第七土地区画整理事業の実施に伴い、従来の字界が変わったため、字の区域の廃止について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決が必要であるためでございます。

次のページをお願いいたします。

議案の資料としましては、23ページから24ページでございますけれども、基本的には、ここに字新替とか、字八反角とか、字中原とか、こういう文言が入って区画整理前の字地番が入っておりますけれども、この小字をすべて廃止して白地にするものでございます。第七区画整理事業のこの地番全部は、全部で876筆でございます。

次に、35ページ、議案第45号 字の区域の一部廃止についてでございます。

これも同じように、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、先ほどと同じく、嬉野第八土地区画整理事業の実施に伴いまして字界が変わったため、その廃止について、地方自治法により議決が必要であるためでございます。

第八土地区画整理事業の、この字と地番でございますが、合計で548筆を廃止をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第46号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、第1ページですが、第1行で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,626,511千円とするものでございます。

対前年度比では、額で12,693千円、率で0.1%の減となっております。

なお、第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入の予算で大きなものでございますが、一番大きいものは繰入金の190,188千円、2番目に大きいのが市債の76,000千円、3番目が県支出金32,019千円となっております。

4ページから6ページをお願いします。

歳出の補正で大きいものですが、1番目は土木費で133,233千円、2番目が総務費の83,955千円、3番目が教育費の46,543千円でございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正ですが、合併特例債の限度額を173,800千円へ変更をいたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によって説明させていただきます。

まず歳入ですが、9ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1目の総務費、県補助金で、2分の1の補助率でユニバーサルデザイン全国大会受入施設整備事業に18,000千円を計上いたしております。

続きまして10ページです。

17款. 寄附金、4目. 教育費寄附金は、図書購入の指定の寄附を受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

18款. 繰入金、3目. 財政調整基金繰入金は、財政調整基金を190,188千円繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

20款. 諸収入、1目. 雑入では、宝くじの普及広報事業費であります自治総合センターからの助成金を10,800千円受け入れるものでございます。

次に、歳出に移りますが、15ページをお願いいたします。

2款. 総務費、6目. 企画費では、8節. 報償費、9節. 旅費、13節. 委託料を合わせまして、社会文化会館の基本設計業務に13,820千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

19節. 負担金補助及び交付金で、補助金に5,000千円ですが、地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電の普及を促進するものでございます。

なお、今回、部設置条例の一部を改正いたしておりますが、今回の一部改正に伴い、新幹線に関する業務が産業建設部の所管に移行をすることに伴い、16ページの11目. 新幹線費の予算につきましては、2款. 総務費から8款. 土木費、6項. 新幹線費に移行をいたしております。

21ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2目. 健康増進費では、脳血管疾患の早期発見と発症や進行の予防を目的として、脳ドック検診に3,750千円を計上しております。

また、4目の予防費では、子宮頸がんワクチン予防接種助成事業に、13節. 委託料及び19節. 負担金補助及び交付金を合わせまして3,510千円を助成し、ヒブワクチン予防接種費用助成事業につきましても、合計で1,035千円を助成して疾病の予防を図っているところでございます。

23ページをお願いします。

6款. 農林水産業費、3目. 農業振興費ですが、8節. 報償費から12節. 役務費までを合わせまして256千円の予算ですが、これにつきましては、野菜生産者や販売者と専門家等による組織化を図り、嬉野の新しい次世代ブランドの開発を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款. 商工費、2目. 商工振興費では、窯業再生プロジェクト事業に324千円ですが、これにつきましては、陶土、製造から当時販売に至るまでの窯業界全体の連携組織を発足しまして窯業の振興を図るものでございます。

27ページをお願いいたします。

8款. 土木費、1目. 都市計画総務費ですが、嬉野温泉駅整備事業に合計で28,250千円を計上いたしておりますが、内容といたしましては、嬉野温泉駅周辺の整備に向けて区画整理事業の基本設計や基準点及び地区界の測量を行うものでございます。

5目の公園管理費で委託料に7,000千円を計上しておりますが、これにつきましては、嬉野温泉嬉野総合運動公園内に全天候型屋内多目的広場を整備するための実施設計を策定するものでございます。

30ページをお願いいたします。

9款. 消防費、5目. 災害対策費では、災害時の避難場所や避難箇所の位置図を表示する看板の設置費用に2,873千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

10款. 教育費、2目. 事務局費では、わかりやすい事業の実施に有効な情報機器であります電子黒板を市内の中学校に各1台ずつ配置するため3,654千円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

1目. 学校管理費、13節. 委託料に11,128千円ですが、これは塩田中学校の改築へ向けて本年度に基本設計を実施するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第47号から議案第49号について。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出それぞれ2,100千円を追加いたしまして、総額を279,725千円とするものでございます。

42ページをお願いいたします。

事業費の整備費、13節の委託料に2,100千円をお願いいたしております。これにつきましては、嬉野市内全域の下水道事業について、現状の分析と、それから、整備の方法、手法の検討、それと、財政シミュレーションなどを行いまして、市内全域の整備構想を策定いたしまして、今後の事業計画を決定する資料とするための業務委託をお願いするものでございます。

次に、議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ114千円を追加し、総額を283,505千円とするものでございます。

47ページをお願いします。

土地区画整理事業費の報酬114千円でございます。これにつきましては、当初予算では、10人分の1回分57千円をお願いいたしておりましたけれども、今後、換地処分に伴う個人への説明会等を実施することで多くの意見等に対応するために審議会に諮る必要性が出てくることが予想をされますので、あと2回分をお願いするものでございます。

あとの660千円の増減につきましては、今回、補償交渉等が完了したことに伴いまして予算の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野土地計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ114千円を追加し、総額を169,636千円とするものでございます。

53ページをお願いいたします。

内容につきましては、先ほどの第七区画整理事業と同様の理由により今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第50号について。企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

それでは、議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,317千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、館長として職員を配置しました分と開館時間が6時から23時までの時間の制定によるもので、嘱託職員の報酬をお願いするものでございます。

歳入といたしまして、一般会計からの繰入金をお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第36号から議案第50号までの15件につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第50号までの15件につきましては、委

員会付託を省略することに決定しました。

日程第19. 平成22年請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

おはようございます。

毎年6月のことで大変恐縮と存じますけれども、教育予算の拡充を求める請願でございます。

請願者は松尾弘樹様でございます。紹介議員は私、西村信夫でございます。

2枚目の教育予算の拡充を求める意見書（案）を読み上げまして、請願の趣旨説明にかえさせていただきますと思います。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

国レベルでは、政権の交代により、文部科学省予算については、過去30年で最高の伸び率となる5.9%が増額された。高等学校の授業料無償化が予算化されるなど、教育予算拡充への改善の兆しが見え始めています。しかしながら、地方自治体においては、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政への状況などから、教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体格差が広がっています。さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながっている。このような自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。教育予算を国全体としてしっかり確保、充実させる必要があることから、下記の事項の実現について強く要望をいたします。

要望をする中身については、以下4点でございます。

まず1点目、子供と向き合う時間の確保を図り、きめ細かい教育の実現のため、30人以下学級の実現などの新たな教職員定数改善計画を実施すること。

2点目、教育の自治体間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度について、国負担率は2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。

3番目、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4点目、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します、という中身でございまして、提出先につきましては、内閣総理大臣、衆議院、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科

学大臣あてに提出してほしいという請願でございます。

ぜひ皆様方の前向きな検討をいただいて御協力いただきますよう心からお願いを申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

紹介議員のほうにお尋ねをいたします。

趣旨については、毎年毎年提出されていることであっておおむね理解をしていくわけなんではありますが、今回の請願趣旨の中身の中で、まず第1点、高等学校の授業料無償化が予算化されるなど、教育予算拡充への改善の兆しが見え始めているという文言が今回新たに挿入されております。この高等学校の授業料無償化につきましては、現在でも多くの国民の中で、私学に対する問題、朝鮮学校の問題、大きな問題をまだ抱えている中で、ここの教育予算拡充への改善の兆しという文言が本当に適切なのかどうかということについてどうお考えなのか。

次、第2点目、請願項目の第1、子供と向き合う時間の確保を図り、きめ細かな教育の実現のために30人以下の学級の実現などの新たな教職員定数改善計画を実施することというふううたっておりますが、現在のところ嬉野市においても、T T、あるいは少人数の学級の選択というものがとられております。これは県教育委員会のほうで方針を決められたのじゃなかったのかなという気がいたしますが、こういうふうに取り組まれているならば、ここに30人以下の学級の実現というものと若干、現状とは異なるものがあるという認識をしているものなんです、この点について、現在の県の教育の方針、そして、それに伴う嬉野市の方針に対してはどうお考えなのか。

次、第3点目、4番目の、教職員の人材を確保するため教職員給与の財源の確保を充実することという項目がございます。これについて、人材を確保するため、教職員の財源の確保、そして、充実とございますが、そしたら、現在の教職員の給与について、どういうお考えがあられるのか。または充実という言葉もございます。この点について、そしたら、現在では教職員の給与というものは充実されていないのかどうか、この現状についてお考えを聞きたい、そういうふうに思います。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、第1点目ですけれども、高等学校の授業料の無償化及び高等学校の就学支援の創設の問題ですけれども、今政権下におきましては、公立高等学校の無償化、そしてまた私立高等学校におきましては、年額118千円ということで上限がされまして、就学支援が今、

支給をされております。全国的には、総計として3,933億円が新規に盛り込まれ今、実施をされているところがございます。

無償化の問題については、いろんな問題がありますけれども、現政権下において実施されておるといところにつき、私は答弁はできないという状況です。

そしてもう1つは、30人以下の学級のことですけれども、全国的には、小学校の場合28.1人というのが今、調査の段階であって、中学生の場合は33人というふうなことで統計がなされております。

さらにつけ加えてですけれども、教員1人当たり児童生徒数については、小学校の場合が1人当たり19人、それから、中学校の場合は14.8人というふうな実績になっておりますけれども、細部に当たってはまだ調査をしておりませんので、今後、委員会でも議論をされると思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、先生方の給与の問題ですけれども、教職員の給与の見直しについてということで、国のほうでも教育振興基本計画等を踏まえながら、一応、そのごとく現在の段階で実施をされておりますけれども、予算の関係につきましても、細部にわたって私も調査をしておりません。そういうことで、今後、委員会の中で資料をお渡ししますので、議論を深めて明らかにしていただきたいと思っております。このくらいしか答弁はできません。

失礼します。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

関連質問をいたします。

先ほど小学校は28.1人と、そして中学校が33人というお答えをしておられますが、この1から4番まで、要するに子供と向き合う時間の確保を図り、とうたっていますね、その中で、職員定数改善計画というのを挙げておられます。それとあわせて、4番の、教職員の人材を確保するため教職員給与の財源の確保——充実も含めてですが、大体、この請願の趣旨にのっとり、職員定数改善計画たるものの案を持っておられたらお示しいただきたいし、また財源はどのくらい必要なのかもあわせて教えていただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

こちらの資料におきましては、退職教職員等の外部人材活用事業サポート先生の配置とか、いろんな拡充等について、一応、国がお示ししてありますけれども、そういった外部人材活用事業については5,795,000千円が計上をされております。特に、理数教科の授業数の増加とか、あるいはそういった分野に一応配置されて、先生方におきましては、退職教員や経験

豊かな社会人等の配置を1万4,000名に拡充をするというようなことで、資料にはここに載っております。その中で、理数教育の充実ということで1万人、それから、教育課題への対応ということで4,000人というふうなことで、ちょうど資料には載せていただいております。

そういったことです。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

今、いわゆる専門職をとというような答弁じゃなかったかと思います。そうなれば、理数とかいろいろ、それは大分、年齢が上の教育じゃないかなと。小学校は当てはまらないんじゃないかなという気もするわけですね、専門職みたいな答弁を今されましたが。そこら辺についてお願いします。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

国の方針では、教員が子供たち一人一人に向き合う環境をつくるとともに、その専門的知識を有する人たちが、子供たちに対してもやっぱり興味深い人がおるんじゃないかというふうな状況の中で、理数教科の時数の増というようなことで一応計画をされておるところです。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

となれば、小学校の教育の体制のあり方そのものが——今、小学校はほとんど音楽とか特殊なものから専門的にじゃなくて、担任の先生が大体教えておられるのが現状なんじゃないかと思うわけですね。そこら辺が、専門職が当たるようになるということに理解していいわけですか、この意見書案でいけばですよ、今の答弁でいけばですね。そこら辺はどうなのか。

○15番（西村信夫君）

そこらあたりのきめ細かなところについては、私、提案者としても細部に当たっての調査をしておりませんので、委員会でしっかりと深めて議論をして、採択要件としてやっていただきたいと考えておるところです。

それから、今、神近議員のほうからお尋ねがあったんですけども、この資料に載っております教員の給与の見直しについては、基本方針が2006年、そしてまた2008年、中教審の答申の中で、教育振興基本計画を踏まえて人材確保に基づく優遇措置を縮減するとともに、めり張りある教育給与体系の推進を図るということで、まず1点目に、めり張りある教育体系の推進。その中で、給料の調整額の縮減、これは平成22年1月から行われていることと、

2番目に、基本方針2006年による教員の給与の縮減への対応、それから、義務教育等教員特別手当の縮減というようなことで、平成22年1月から、これも予定をされて審議されていくというようなことで載っております。

そういうことでお知らせをして、皆様方の御理解をいただきたいなど。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。（「はい、それでは、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

平成22年請願第1号は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託をしておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件「市が所有する市内の施設及び市有地の現地調査」について、報告を求めます。田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、総務企画常任委員会に付託を受けました付託事件について報告を申し上げます。
総務企画常任委員会報告書。

平成22年3月議会において付託されました下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、市が所有する市内の施設及び市有地の現地調査。

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成22年5月19日に嬉野市内の市が所有します施設及び市有地の中から20カ所、現地調査を行いました。

調査の理由といたしまして、市の財政運営も厳しい中、市が所有する施設及び市有地の実態を把握し、今後、処分も含めたところでの有効活用、あるいは設備の充実を図ることにより住民サービスの向上が図れる施設及び市有地があるのではという考えから現地調査を行ったところであります。

調査箇所といたしましては、写真等がありますのでごらんいただきたいと思っております。また、その中で主な調査箇所、それで、現況ということで書いてありますのでこの報告書でかえたいと思っておりますが、最後に、委員会としてのまとめといたしまして、今回、委員会では、市が所有する施設、あるいは土地のほんの一部を調査しただけであり、このほかに財政課より提出いただきました一覧表によりますと、土地が約150カ所、施設が約100カ所程度公有財産としてございます。現在、担当課におきましては、その台帳整理が行われているということ

でございました。

市の財政状況も逼迫する中、市当局におきましては、市が所有する施設、あるいは土地について、現在どのような利用がなされ、市の将来において本当に必要な施設、あるいは土地かなどを早急に調査、研究をし、売却、あるいは施設の再整備などを含め、将来的な視野に立った対策を講じるべきではないだろうかということが委員会としてのまとめでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

初めての委員長報告でございますので、1点だけ御質問をしたいと思います。

最後のページのところの一番上、嬉野厚生住宅についてちょっとお尋ねをしたいんですが、これについては、以前から老朽化ということで、ここに書いてあるとおり、本当に危険な状況であるということは認識をしているわけなんですけど、御報告の中で、「取り壊しなどを含め、早急な対応が望まれる」というふうにございます。それに対して、取り壊しを行うには、現在住まわれている方々の対応というものが必要となるわけでございますが、その点についても御検討をなされたのかどうか。そして、仮に、更地にした場合の計画性として、嬉野町時代にここに3階建てか4階建ての町営住宅をつくりたいというふうな構想も以前ございましたが、その構想はまだ現在も生きているのかどうかという、その点についても御検討があったのかどうか、その点だけで結構です。

○議長（太田重喜君）

委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、お答えをいたします。

私たち総務企画常任委員会としては、あくまでも市が所有する財産ということで、財政課、いわゆる管財のほうの担当ということで、私たちもその有効的な使い道をそこまで詳しく調査、研究ということで今回行ったわけではございませんので、あくまでも市が所有している財産という、管財のほうとの、総務として今回視察を行ったと。今回ここに意見も実際、市の財産としての果たしてどうなのかというところにとどめているというところで、その住宅を今後どうするかと、どういうふうになるのか、あるいはどういうふうな計画があったとか、そこまで踏み込んだところでの、そこはいわゆる産業建設のほうの委員会の所管になるかと思っておりますので、総務としては今回のこの付託案件に関しての意見としてはそこまで取りまとめていないというところであります。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

この中に、最近、塩田のほうのジーベック跡の市の所有する建物、敷地もありますけど、あれはまだ取り壊すあれでもないみたいと思います。それを何か活用をできないものかと思っておりますけど、この中には上がっていないみたいですので、調査していないんですか。

○議長（太田重喜君）

委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

今回は、ジーベック跡地についての調査は行ってはおりません。ただ、いずれにしてもそういう土地が、はっきり申し上げまして、1日という限られた時間内での視察、調査でございましたので、なかなか全部が全部回り切れなかったという状況の中で、ジーベックの跡地についてはまだ調査をしていないというところであります。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思えます。これについて異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。市が所有する市内の施設及び市有地の現地調査については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件「学校教育に関する諸問題について」報告を求めます。園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

私も初めての委員長報告ですので、若干緊張をいたしておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、文教厚生常任委員会より報告いたします。

平成22年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、耐震補強改修事業について。

文教厚生常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成22年5月11日に大野原小・中学校並びに大草野小学校の視察を行い、建設課及び教育委員会の説明と学校側の要望意見を受けました。

調査した理由といたしまして、大野原小・中学校と大草野小学校の両校は、I S値が0.7を下回ったため、校舎の補強改修工事が必要となった。

この工事は、学校の夏休み期間中を使い工事を行うのが最適と思われる。しかしながら、学校の夏休み期間中は、部活動、個人面談、補習、水泳大会などの例年の計画があり、このような問題を解決しなければならない。そのような中、担当課の工事の取り組み方及び工事の進め方等を詳しく聞き、また学校側の意見や要望などとあわせて聞く必要があるため、両校の視察を行いました。

委員会の意見としては、建設課からは、9月の授業に支障がないように、基本的に夏休み期間中に工事を完了させるとの説明を受けました。学校側は、工事が長引けば9月の授業に支障があるのではないかと、両校の校長、教頭先生はその点を強く危惧されておりました。それに対し、業者の工事をスムーズに進めるため準備期間を十分にとれるように、5月末から6月早々に入札を行い、業者の方には万全の態勢で臨まれるよう入札の時期を配慮する予定であるとの説明を受け、学校当事者も納得をされていました。しかしながら、期間中でも5回から7回、学校登校日の予定があるので、子供たちへの安全に対する十分な配慮を学校側も当委員会も強く要望をいたしました。特に、大野原小・中学校では、校庭において、部活のソフトテニスの練習が日々あるので、工事車両が校庭を利用する際に注意を払っていただくようつけ加えました。

また、大野原小・中学校の耐震補強工事において、現在、駐車場として使われているスペースが減り、今後6台の車が駐車できないということになり、さらに、工事期間中は関係車両などで校庭の駐車スペースは厳しい状況にある。このことから、当学校の駐車場の確保は当然必要となるので、早急な対応が望まれます。

また、大草野小学校についても、グラウンドを大草野少年野球等が使用をされており、工事車両がグラウンドを使用することも考えられるので、十分な協議をするよう申し入れをいたしました。

今後、工事に伴ういろいろな諸問題につきましては、建設課と教育委員会及び学校側とよく話し合いを持ち、納得のいく形で安全な工事を進めていかれることを強く望むものであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。学校教育に関する諸問題については、報告のとおり了承することに

決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件「水道事業について」の報告を求めます。織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

3月議会で産業建設常任委員会に付託されました水道事業について御報告を申し上げます。産業建設常任委員会報告書。

平成22年3月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、水道事業について

産業建設常任委員会は、上記付託事件のため平成22年4月22日唐津市七山の㈱キコリななやま・佐賀市久保田町の佐賀西部広域水道企業団の調査を行った。

調査理由、嬉野市では、嬉野町は市内の水源地より水道水の確保ができていますが、塩田町では、佐賀西部広域水道企業団よりの水道水に頼っている。

今回私達は、塩田に供給されている水道水がどのような形で供給されているのか、水道水の実態はどのように推移しているか調査を行った。また、嬉野市の水道水をペットボトルに充てんし、嬉野市が「うれしのの水」として販売している唐津市七山に視察研修を行った。

委員会の意見、佐賀西部広域水道企業団は昭和61年4月に発足し、現在は4市3町で運営されている。1日最大5万6,100立法メートルを長期的な水源として嘉瀬川より取水している。当面1日最大4万9,100立法メートルを取水し、1日最大4万8,460立法メートルを江北町の第一調整池へポンプにより圧送し、武雄市北方町の第二調整池を経由し、当市の丸尾平配水池をはじめ各構成団体の配水池へ自然流下式により送水されている。現在まで水不足はなく、十分に水道水の供給が行われている。浄水施設も二重、三重の安全を確保され、人体に影響ない水道水が供給されている。単価も最初1トン当たり92円であったが値下げ、現在、二部料金制の導入により1トン当たり82円になっている。企業努力も行われている。

水質に関しましても、原水及び浄水の水質が常に監視されている。

クリプトスポリジウム——これは塩素で死なない菌でございますが、などに対しても、監視が常時行われ、農薬に対しても常時監視が行われております。

現在、水質や給水量に対しての問題はないと考えられるが、嬉野市の責任水量が1日4,483トンあるが、利用が50%になっております。水道水を利用する事業が必要と考えられます。このようなことを踏まえた上で市内水道料金も考えるべきと考えられます。

「うれしのの水」をペットボトルに充てんしている㈱キコリななやまは、「うれしのの水」を年3回及び4回充てんしております。平成22年度は1年間に500ミリリットル7,488本、2,000ミリリットル3,198本計画されております。

「うれしのの水」に対しても販売努力をし、販路を広げ、特長をもった「うれしのの水」

として嬉野市の名前を高めるべきと考えられます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

最後のほうの裏面の7行目と8行目の分でちょっとお尋ねしたいんですが、「92円であったが値下げ」というふうになっておりますが、「値下げされ」というふうに修正をされたほうが文章的につながるのではないかなと思います。

じゃ、質問に移りますが、その後に、企業努力も行われているというふうに御報告されているんですが、この企業努力というものが、現在のこの82円よりも値下げをすることに努力をされていらっしゃるのか、それとも82円という単価を維持するための企業努力をされているのか、どちらなのかお答えをいただきたいのと、それから、ずっと行きまして、「水道水を利用する事業が必要と考えられる」というふうな文言があります。実質的に基本でいけば、本来であれば、事業所よりも嬉野市民がもっと利用をすることが重要だということが最初に出てくるものと思うんですが、市民が使うことに関しては一切ここでは御報告されておられません。あくまでも事業が必要となるというふうにされております。となると、水道水を利用する事業というものはほとんど限られてくるんじゃないかなという気がするんですが、そういうことまで考えられてのこの事業が必要というふうな文言を入られたのかどうか。この点と、次、ペットボトル——ペットボトルにつきましては、以前からこの会計上の問題を大分指摘されてまいりました。破棄するにしても、製造する本数はわかりますが、実質的に破棄、あるいは販売、あるいは報告というように多種多様な中で、原価計算あたりの複雑な状況があると。企業会計であるならば、もっと明確な会計のほうに移譲をすべきだ、改善すべきだという意見が今までもあったわけなんですけど、この点についてはどういうお考えをお持ちなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

関連しますので、一緒に質問をさせてもらってよろしいですか。もう答えを一緒にされたほうがいいと思いますので。

○議長（太田重喜君）

はい、どうぞ。

○17番（山口 要君）

よろしいですか。

それでは、今、神近議員から御質問がありましたけれども、その関連の中で、7行目のところに、「水道水を利用する事業が必要と考えられる」というところまでは神近議員が御質

問をされましたので、その下、「このような事をふまえたうえで、市内水道料金も考えるべきと思う」という、この意味が私ちょっと理解できない分がありましたので、そのことについても、より詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

はい、答弁をお願いします。委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

一番最初の92円から82円ということに対しましては今後も努力していると。現在、これは二部料金制ということでなっております。使用料と責任水量とは単価が違います。使用料が82円、責任水量に対しては72円でございます。そういう点で、今後も努力するという点でございます。

それから、市民が使用をする事業というのは限られているということを言われましたが、やはり事業所で、ある程度大型の、大きく水を使う。旅館関係も同じでございます。また、工場関係も同じだと思いますが、このような形で一応すべきじゃないかと。というのは、嬉野市が人口も減っております。大きな伸びは人口的には考えられないと。何かをしなかったらだめだという考えを持っております。

それから、ペットボトルの件でございますが、原価計算は私たちも委員会でもいつも言っております。というのは、今までは結構廃棄の量が多くて、これがいざとなったとき、要するに何かあったときのための保存ということも考えられますので、その期限が来たときには廃棄するという点で説明を受けております。なるべくないようにということで、一応そういうふうなことは水道課にも申し入れてはおります。

第4に、「市内水道料金も考えるべきと思う」ということは、要するに嬉野との相互に行き合うということを考えております。今現在、20年から23年までに、要するにオンライン——管をつなぐということが今あっておりますので、そのようなことを中心で書いております。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと余り問いたくないんですが、ちょっと御答弁が若干ずれているものですから再質問をするんですが、企業努力が行われているということに対して、今、使用料金については82円、責任水量については72円という御説明を受けてわかるんですが、だから、この料金が西部事業団としては結局もっと値下げをしたいという努力をされていらっしゃるのか、それとも、現状維持というふうな企業努力なのか、どちらのほうで企業努力をされているんでしょうかという御質問と、それから、水道水の利用の事業という質問の中で、私は先ほど市民の皆様の接続率をもっと上げることが大きな課題であろうと、その文言がこの報告書には入っていないので何でなんですかと。そして、その事業が必要ということであるならば、その

事業は何ですかということで質問をしたわけですが、その事業については、るるおっしゃったので言いません。ただ、市民の皆様の接続率について、何でこの報告書に書かなかったのか、それをまた御答弁いただきたいのと、ペットボトルについては、破棄の問題じゃなくて、結局、会計上の内容について、今までもるる、常任委員会、あるいは決算委員会の中でも委員長も一緒に御出席だったと思いますので御存じだと思います。その点について、明瞭な会計にシステムを変えなさいということを経年毎年言ってきた経緯があるわけなんですけれども、その点については何も議論はされなかったのでしょうかということです。

○議長（太田重喜君）

委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

今回ですか。今回は、原価決算に対してそういう点はしておりません。接続率というのは確かにございます。ちょっとはつきりしたことは覚えてはおりませんが、嬉野で約2万8,000人が対象で、2万7,000人ぐらいが一応給水を可能だというような形で聞いております。そういう点で……（発言する者あり）市民が利用をするというのが、それは私もわかります。ただし、今現在ボーリングなんかやられておりますので、なかなかそういう点で伸びていくのは厳しいんじゃないかというふうな考えを持っております。だから、接続率はそう伸びないんじゃないかということで考えております。だから……（「それはおかしかな。そういう答弁じゃ反論せんまんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近君。

○13番（神近勝彦君）

今の御答弁でいくと、水道事業に関しては赤字でもこのままで構わないというふうな御答弁にしか受け取れません。所管であるならば、少しでも接続率を上げるというふうなことを申し上げるべきだと私は思いますし、ボーリングについても、今、水質、いろいろ問題がございまして。だから、井戸水についても、常に検査をしていただき、飲料水に適さないようであれば、やはり即座に水道水の安全な衛生的な水を使ってくださいというふうに議会並びに執行部が訴えていくべきではないでしょうか。委員長、いかがでしょうか。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

わかりました。今後そのような形にいたします。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

この佐賀西部水道問題については、15年前に非常に塩田町議会でもめてもめて、結果的に

は佐賀西部をとるようになったわけですが、今言われた数字が何か間違っておらんかなと私は思うことは、当初、4,200トンの割り当てを受けて、そして、それをその分だけ払わないかんということで、いろいろ問題があったとあなたも御存じだと思います。この4,483トンで利用50%と、これは既にもう佐賀西部は余りにも過大な割当をしたから2,400トンぐらいに落としたと思います。こういう水量もまだ残っているのかなと思います。

それから、この払いですね。塩田町が買ったとき、多分14億円ぐらいの起債じゃなかったかと思いますが、今どのくらい残っているのか。このことについて、非常に高い料金ですから、政府から高料金対策で補助を受けておりますので、この委員長の報告の中に92円が10円安く努力されていると。私はもう少し徹底的な調査をして、そして、内部の仕分け作業……

○議長（太田重喜君）

ちょっと質問の途中ですけど、数字その他の間違いがあるようですから、ちょっと後で別の機会にこれをやってください。ちょっと時間が経過するばかりですから、いいですか。

（「間違いはどちらがですか」と呼ぶ者あり）契約水量は、当初と減ってこれだけになっているもので、言われたのは、当初からこれだけの水量みたいな質問があっているものですよ。それで、次の錯誤もあるようですから、この問題はここで打ち切りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○16番（平野昭義君）

それでは、私はちょっと締めてみますけど、私は佐賀西部水道の生い立ちから考えてみれば、もう少し佐賀西部水道そのものの中身を仕分け作業をしていくぐらいのやっぱり私たちも言わないかんじゃないかと。ですから、そういう点については、委員長は聞いてこんやっただですか。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

そこまで聞いておりません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

この件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。水道事業については報告のとおり了承することに決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時49分 散会